

香取市公告第92号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年10月1日

香取市長 宇井 成一

1 業務の概要

(1) 業務名

第2次香取市総合計画後期基本計画及び第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託

(2) 業務内容

第2次香取市総合計画後期基本計画及び第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略

詳細は、「第2次香取市総合計画後期基本計画及び第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)による。なお、仕様書は、受託予定者を特定するための基本的な仕様について定めたものであり、契約締結の際は、更に詳細な内容について、特定された受託予定者と協議の上、定めるものとする。

(3) 業務規模

業務に係る委託料は、24,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とし、各年度の限度額は次のとおりとする。

令和3年度 8,000,000円以内

令和4年度 16,000,000円以内

(4) 委託期間

業務委託の期間は、契約締結の日の翌日から令和5年3月24日までとする。

2 プロポーザルへの参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。

(3) 本業務の公告日において、令和2年度～令和3年度香取市入札参加資格者名

簿に登載されている者にあつては、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成18年香取市告示第113号)に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年香取市告示第149号)に基づく入札参加除外措置を公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていないこと。

- (4) 国税(法人税及び消費税・地方消費税)及び市税を滞納していないこと。
- (5) 平成28年度以降(過去5年間)、関東1都6県における地方自治体から市町村総合計画又はこれに準ずるまちづくり計画等の策定業務を受注した実績を有すること。
- (6) 経営状況及び経営規模において本業務の履行に支障がない単体企業又は法人であること。
- (7) 仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者の指示に柔軟に対応できること。

3 実施要領等の交付方法

香取市ホームページ(<http://www.city.katori.lg.jp>)からダウンロードするものとする。

4 参加手続き

本業務の企画提案に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明するものとする。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書
- ② 会社概要
- ③ 業務実施体制
- ④ 配置予定者の業務実績
- ⑤ 業務実績調書
- ⑥ 基本姿勢書
- ⑦ 企画提案書
- ⑧ 工程表
- ⑨ 見積書
- ⑩ 社会的潮流・動向のレポート

※ 本レポートは、1次審査に合格した事業者のみ、令和3年11月12日(金)までに提出すること。

- (2) 提出期限 令和3年10月25日(月) 午後5時15分 必着
- (3) 提出場所 香取市役所経営企画部企画政策課政策班
- (4) 提出部数 7部(正本1部のみ押印。残りの6部は複写可)
- (5) 提出方法 持参(土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで)又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

5 選定審査

(1) 1次審査

①資格審査

提出された書類に基づき、「2 プロポーザルへの参加資格」を満たしているか審査する。

②1次審査の審査方法

本業務のプロポーザルに参加する事業者が3社を超えた場合、「5 提案書の提出 (5)提出書類」に基づき書類審査を実施し、3社を選考する。

③1次審査結果の通知

1次審査結果の通知は、10月29日(金)までに応募者に電子メール及び郵送で通知する。

(2) 2次審査

①追加審査書類の提出

1次審査に合格した事業者は、「5 提案書の提出 (5)提出書類 ⑩社会的潮流・動向のレポート」を11月12日(金)までに事務局に提出するものとする。

②報償

「⑩社会的潮流・動向のレポート」の作成に当たっての報償として金10万円を交付する。

③2次審査の審査方法

2次審査は、プレゼンテーションにより実施する。

ア 実施日時

令和3年11月17日(水)

イ 説明時間等

プレゼンテーションは1社ずつ行い、説明20分、ヒアリング10分の計30分程度とする。

ウ プレゼンテーションの内容

提出のあった「5 提案書の提出 (5)提出書類 ⑥基本姿勢書、⑦企画提案書、⑧工程表、⑩社会的潮流・動向のレポート」に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。

6 その他

詳細については、「第2次香取市総合計画後期基本計画及び第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託公募型プロポーザル募集要領」による。

7 問い合わせ及び各書類の提出先

香取市経営企画部企画政策課 担当:黒田・浮嶋・結城

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地

電話番号 0478-50-1206(直通)

電子メール seisaku@city.katori.lg.jp